

令和4年第11回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年11月10日(木) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣
高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 岸野 治郎
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 東三
山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	主任	三輪 幸
主任主事	宮地 結花	主任主事	多田 智哉
主事	臼井 健人		

議 事

- 議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 58 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 60 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について
- 議案第 61 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に
係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議
について
- 議案第 62 号 岐阜市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関
する条例施行規定の制定について
- 議案第 63 号 岐阜市農地利用最適化推進委員の募集に関する要領の一部
改正について
- 報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受
理の報告について
- 報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受
理の報告について

議長

それでは、令和4年第11回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、18名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

議席番号16番高橋美穂子委員、議席番号17番相下信孝委員の両委員、よろしくお願いたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第57号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、西郷地区の申請は、世帯内贈与のための所有権移転です。

3番、合渡地区の申請は、世帯内贈与のための所有権移転です。

4番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第57号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、黒野地区は、事務局より説明をいたします。

吉村主査

1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

10月19日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、2番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

2番の申請は、世帯内贈与により、受人へ農地を譲り渡すものです。

10月4日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際、申請地では、渡し人、受人とともに、家族で稲刈りを行っており、今後も引き続き水稻を栽培される予定とのことでした。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、合渡地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

3番の申請は、世帯内贈与により受人へ農地を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知され、耕作する他の農地も適正に管理されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、柳津地区は、梶下信孝委員、お願いします。

梶下委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

11月1日に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。議案第57号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第57号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第58号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第58号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、345平方メートルです。

6ページをお願いします。

1番、柳津地区の申請は、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、鉄道の駅の周囲おおむね500メートル以内の区域にあるため、第2種農地と判断します。

第2種農地ではありますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため、許可し得るものです。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議案第58号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 58 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 59 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 4 件、賃貸借の設定 1 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第 59 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8 ページの総括表をご覧ください。

今回は、6 件、合計 3,573 平方メートルです。

9 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、賃貸借の設定により、高速道路工事に伴うクレーン据え付けヤードとして一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

なお、この申請は、後ほど御説明いたします事業計画変更の申請地と一体利用されるとのことです。

2 番、西郷地区の申請は、所有権の移転により、製造業駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の 2 分の 1 を超えないため、許可し得るものです。

3 番、芥見地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、水管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設及び医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4 番、合渡地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地ではありますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

5 番及び 6 番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

6 番につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、56 ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

転用される場所は、三輪南小学校から北へ 700 メートルほど離れた農地です。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 59 号について説明を受けました。

6 番、三輪厳美地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、6 番、三輪厳美地区の申請について、福田正義委員、お願いします。

福田委員

6 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

10 月 28 日に現地確認を行いました。

申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 59 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 59 号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 60 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請の審議について、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、議案第 60 号について説明いたします。
農地転用許可後に事業計画変更を行う承認申請です。
12 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、令和 4 年第 8 回農業委員会総会において、5 条許可の審議がなされ、令和 4 年 9 月 30 日付で許可済ですが、工事計画の変更にともない、当初の申請地を 1 筆除外するものです。

変更後も事業計画に従って実施されることが確実にあること、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の影響に比べて、それと同程度又はそれ以下であること、及び、変更後も農地転用許可基準により転用許可相当であること等の要件が認められるため、承認し得るものです。以上でございます。

議長 ただいま、議案第 60 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようなので、採決に入ります。
議案第 60 号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 61 号租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、5 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、議案第 61 号について説明いたします。

14 ページをお願いします。

今回は、5 件提出されており、明細は 14 ページから 15 ページのとおりです。特例適用農地面積は、8,767.5 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第 61 号について説明を受けました。議案第 61 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 61 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 　　全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第 62 号岐阜市農業委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 　　議案第 62 号について、説明いたします。

17 ページをご覧ください。

今回の制定理由は、「岐阜市DX推進計画」において市民サービスの向上に資する取組みとして位置付けている「行政手続きのオンライン化」を推進するための環境づくりが必要ということで「岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」と「岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」が9月議会に承認され、制定されました。

それに伴い、農業委員会においても従前の書面による申請に加え、オンラインでの申請を可能にするために制定するものです。以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第 62 号について説明を受けました。
議案第 62 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

発言もないようですので採決に入ります。
議案第 62 号について、賛成の方は挙手願います。

【賛成多数】

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第 63 号岐阜市農地利用最適化推進委員の募集に関する要領の一部改正について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第 63 号について、説明いたします。
19 ページからが改正後で、26 ページからが改正前となっております。
今回の要領の改正は、まず「推薦」「応募」「募集」の言葉の使い分けの整理をしました。「募集」は当委員会が行うもので、「推薦」「応募」は申込者が行うものとし、整理いたしました。

よって、一番上の要領名の推薦及びと、第 1 条の 4 行目の推薦及びと、第 2 条の 1 行上のかっこ内の推薦及びと、第 2 条の 1 行目の推薦及びと、第 5 条の 1 行上のかっこ内の推薦及びと、第 5 条第 2 項の 1 行目の推薦及び、を削除し、第 2 条（2）推進委員になろうとする者の募集の、募集を応募に変更するものです。

次に、別表（第 3 条関係）について、区域に「本庄」の記載が無かったため第 4 地区に追加記載し、また、中央地区など取りこぼしが無いように、「その他第 1 地区から第 4 地区までに掲げる以外の区域」を第 5 地区に追加記載するものです。

最後に申込書の様式についてです。

申込書は、推薦申込書と応募申込書があります。

その両方の押印の見直しをし、候補者の情報は、住所、生年月日及び連絡先を除いて全てホームページにて公表しますので、公表への同意を確認するための候補者の押印を残し、そのほかの押印は削除しました。

また、審査基準に資格等の有無は入っていませんので、両方の申込書の資格等の欄を削除しました。以上でございます。

議長

ただいま、議案第 63 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 63 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第 36 号から第 38 号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、報告第 36 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

35 ページをお願いします。

届出は、37 件、合計 59,014.12 平方メートルです。

続きまして、報告第 37 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

37 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、5 件、合計 1,488 平方メートルです。

明細は、38 ページです。

続きまして、報告第 38 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

40 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、59 件、合計 32,368.29 平方メートルです。

明細は、41 ページから 55 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 4 年 10 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 29 分閉会を宣す。